

「横浜市場冷蔵株式会社株式売却」

公募要項

令和 3 年 12 月

横浜市

目 次

A 公募手続き	P 3-5
1 概要	
2 売却対象	
3 最低売却価格	
4 実施日程	
5 参加資格	
6 売却条件	
7 応募書類等の取扱	
B 売却対象会社概要	P 6-7
1 会社概要	
2 横浜市場冷蔵株式会社 株主構成	
3 経営基本方針	
C 公募スケジュール	P 8
D 入札参加申込及び資格審査等	P 9-11
1 入札関係資料の配付	
2 質問書の提出	
3 入札参加申込書類の提出	
4 資格審査	
5 資格審査結果通知	
6 有資格者への配付資料	
E 入札及び開札	P 12-14
1 入札及び開札	
2 持参考書類	
3 入札方法	
4 入札の無効	
5 入札の辞退	
6 落札者の決定方法	
7 契約の締結	
8 諸費用等	

様式

様式1 公募型指名競争入札参加意向申出書

様式2-1 誓約書

様式2-2 役員名簿

様式3 質問書

様式4 辞退届

様式5 契約書案

A 公募手続き

1 概要

横浜市場冷蔵株式会社は、横浜市中央卸売市場内の関連事業者として、鮮度維持・品質管理された生鮮食料品の安定供給を支える公益的使命を担っており、本市が資本金（5,000万円）の49.9%を出資している外郭団体である。

当該団体は、平成22年度に横浜市外郭団体等経営改革委員会により、「民間主体の運営が望ましい団体」として位置付けられた。これを踏まえ、本市出資比率を25%未満に低減するため、本市が保有する当該団体の株式の一部売却を実施する。

本募集要項は、本市が横浜市場冷蔵株式会社株式の売却先を公募するに当たって、応募資格や売却条件、売却先の選定手続き等、必要な事項を明らかにするものである。

2 売却対象

市が保有する横浜市場冷蔵株式会社の株式250,000株について、次の6つの区分に分けて売却を行う。

(発行済株式総数1,000,000株)

- (1) 80,000株
- (2) 60,000株
- (3) 50,000株
- (4) 30,000株
- (5) 20,000株
- (6) 10,000株

3 最低売却価格

最低売却価格は、売却株数により次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 80,000株 | 117,680,000円 (1株1,471円) |
| (2) 60,000株 | 88,260,000円 (1株1,471円) |
| (3) 50,000株 | 73,550,000円 (1株1,471円) |
| (4) 30,000株 | 44,130,000円 (1株1,471円) |
| (5) 20,000株 | 29,420,000円 (1株1,471円) |
| (6) 10,000株 | 14,710,000円 (1株1,471円) |

4 入札実施日程

令和4年1月25日(火)

(1) 入札参加申込期間

令和3年12月20日(月)～令和4年1月13日(木)

(2) 入札日時

ア 80,000 株	令和4年1月 25 日 (火)	午後 1 時 30 分
イ 60,000 株	令和4年1月 25 日 (火)	午後 2 時 00 分
ウ 50,000 株	令和4年1月 25 日 (火)	午後 2 時 30 分
エ 30,000 株	令和4年1月 25 日 (火)	午後 3 時 00 分
オ 20,000 株	令和4年1月 25 日 (火)	午後 3 時 30 分
カ 10,000 株	令和4年1月 25 日 (火)	午後 4 時 00 分

5 参加資格

応募者は、次の(1)～(3)のいずれかの要件に該当するものとする。また、本件応募者が、入札参加意向申出書提出時から、契約締結時までにいずれかの参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、原則として失格とする。ただし、現に横浜市場冷蔵株式会社の株式を保有する者（以下、「既存株主」という。）は(1)～(3)の要件に該当する場合であっても、本件入札の参加資格を有しない。

- (1) 全国中央卸売市場で卸売業を営む者
- (2) 全国中央卸売市場で冷蔵・冷凍施設を管理運営する者
- (3) 横浜市場冷蔵株式会社と、平成 30 年度から令和 2 年度の 3 年間において、年間の取引額が平均 1,000 万円以上ある者

6 欠格事項

本件応募者は、以下の欠格事項に該当しないこと。

- (1) 地方自治法第 238 条の 3 の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- (3) 横浜市暴力団排除条例第 2 条に定める暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら準ずる者をいう）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう）に該当する者。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反している事実がある者
- (5) 横浜市契約規則第 19 条に違反している事実がある者
- (6) 公表時に指定する入札参加意向申出の期限の日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている者
- (7) 国税及び地方税を滞納している者

7 売却条件

本件公募においては一定の売却条件を設定する。

(1) 横浜市場冷蔵株式会社株式の譲渡制限に係る売却条件

本件応募者は、本件株式譲渡の前提として、横浜市場冷蔵株式会社の取締役会において本件譲渡を承認する旨の決議が必要となることを十分理解していることとする。

(2) 売却対象の制限

次のア、イ及びウのとおり、売却対象を制限する。

ア 「A 公募手続き」の「2 売却対象」について、本件応募者は異なる複数の入札区分に参加することができない。複数の入札区分に応募した場合は、すべて無効とみなす。

イ 「A 公募手続き」の「2 売却対象」について、支配従属関係のあるグループ会社は、(1)から(6)の売却対象に対して1社しか参加することができない。

ウ 本件応募者が既存株主と支配従属関係のあるグループ会社である場合、既存株主と合わせた持株数は 100,000 株以下とする。100,000 株を超えた場合にはすべて無効とみなす。

8 応募書類等の取扱

(1) 応募書類等の公表

本件応募者が本件公募に関連して本市へ提出した応募書類等（以下「応募書類」という。）は、本件公募実施に関する報告のため市が必要と認める場合及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 横浜市条例第 1 号）に基づく場合は公表の対象となる。

(2) 応募書類の返却

応募書類は返却しないものとする。

(3) 著作権

応募書類等の著作権は本件応募者に帰属する。ただし、今後審査結果を公表する等のため本市が必要と認める場合には、本市は応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

B 売却対象会社概要

1 会社概要

会社名 横浜市場冷蔵株式会社
代表取締役社長 善福 伸一
本店所在地 横浜市神奈川区山内町1番地1
主たる事業 冷蔵倉庫事業、製氷・販売事業、利用運送事業
資本金 50,000千円
発行済株式総数 1,000,000株
事業所 本場事業所
中央卸売市場本場に立地
冷蔵能力 7,808t 製氷能力 10.0t/日
南部事業所
横浜南部市場に立地
冷蔵能力 10,685t
大黒事業所
横浜港の大黒埠頭内に立地
冷蔵能力 9,858t

2 横浜市場冷蔵株式会社 株主構成

番号	株主名	持株数
1	横浜市	499,000
2	横浜丸魚株式会社	80,000
3	横浜魚類株式会社	54,000
4	横浜丸中青果株式会社	30,000
5	金港青果株式会社	30,000
6	横浜魚市場卸協同組合	20,000
7	個人	8,000
8	個人	5,000
9	個人	5,000
10	個人	5,000
11	個人	4,000
12	横浜食肉商業協同組合	4,000
13	個人	3,000
14	個人	3,000
15	個人	3,000

16	株式会社 八丁幸	3,000
17	畠山物産株式会社	3,000
18	横浜市場冷蔵労働組合	3,000
19	株式会社水信	2,800
20	個人	2,000
21	個人	2,000
22	個人	2,000
23	個人	2,000
24	個人	2,000
25	個人	1,000
26	個人	1,000
27	個人	1,000
28	自己株式	222,200
		1,000,000

3 経営基本方針

横浜市中央卸売市場本場の関連事業者として、市民への生鮮食料品の安定供給を確保するため、食料品の鮮度保持、製氷製造等、流通上の重要な一端を担う。

C 公募スケジュール

公募開始後、株式譲渡に至るまでのスケジュールは概ね次のとおりである。

項目	期間
公募開始	令和3年12月20日（月）
公募要項・入札関係資料の配布	令和3年12月20日（月）～令和4年1月13日（木）
質問書の提出	令和3年12月20日（月）～令和4年1月5日（水）
質問書への回答	令和4年1月11日（火）
公募型指名競争入札参加意向申出書・資格審査申請書類の提出期限	令和4年1月13日（木）午後5時
指名・非指名通知日	令和4年1月20日（木）
入札及び開札の実施	令和4年1月25日（火） (郵便による入札の場合には、書留郵便が 令和4年1月24日（月）午後5時までに経済局中央 卸売市場本場運営調整課へ必着のこと)
入札結果の公表	令和4年1月31日（月）
譲渡契約調整、譲渡契約締結	令和4年1月31日（月）～2月10日（木）
横浜市場冷蔵株式会社取締役会で譲渡承認	令和4年2月中旬から下旬
株式譲渡実行	令和4年3月中旬～下旬

D 入札参加申込及び資格審査等

1 入札関係資料の配付

(1) 配布期間

令和 3 年 12 月 20 日（月）から令和 4 年 1 月 13 日（木）まで

（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）

※受付時間：午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）

(2) 配布場所

横浜市経済局中央卸売市場本場運営調整課

〒221-0054 横浜市神奈川区山内町 1 市場センタービル 4 階

TEL : 045-459-3305

上記で配付するほか、横浜市ホームページからダウンロードできる。

（ホームページアドレス）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/sonota/keizai/1220kabushiki.html>

(3) 配布資料

ア 様式

イ 公募要項

2 質問書の提出

(1) 受付期間

令和 3 年 12 月 20 日（月）から令和 4 年 1 月 5 日（水）まで

(2) 質問書の提出方法

「質問書」（様式 3）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

件名：【提出】横浜市場冷蔵株式会社株式売却 質問書の提出について

提出先：横浜市経済局中央卸売市場本場運営調整課

電子メールアドレス：ke-shijokeiri@city.yokohama.jp

電話：045-459-3305

※送信後、必ず電話で着信の確認をすること。

※質問書を提出した場合においても、入札参加申込書の提出を辞退できるものとする。

(3) 質問書への回答

提出された質問書への回答は、横浜市ホームページに公表する。

回答日時：令和 4 年 1 月 11 日（火）

（ホームページアドレス）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/sonota/keizai/1220kabushiki.html>

3 入札参加申込書類の提出

(1) 受付期間

令和3年12月20日(月)～令和4年1月13日(木)

(土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)

※受付時間：午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

(2) 受付場所

横浜市経済局中央卸売市場本場運営調整課

〒221-0054 横浜市神奈川区山内町1 市場センタービル4階

TEL：045-459-3305

(3) 提出方法

持参又は郵送。

ア 持参の場合

受付場所にて、提出書類を職員に手渡しすること。

イ 郵送の場合

受付場所に締切日必着とする。

また、送付した旨を担当者に電話又はメールで報告し、到着の確認を取ること。

(4) 提出資料

ア 公募型指名競争入札参加意向申出書【様式1】

イ 法人概要書【様式任意】

ウ 法人の定款【最新のもの：原本証明したもの】

エ 誓約書【様式2-1】

オ 役員名簿【様式2-2】

カ 納税証明書関係【発行日から3ヶ月以内のもの】

(ア) 国税に係る納税証明書（法人税及び消費税）

(イ) 本店所持在地の市町村税に係る納税証明書及び横浜市内に支店又は事業所等が存在する場合は横浜市に滞納がないことを証明する証明書（法人市町村民税、固定資産税及び都市計画税）

キ 法人の場合：法人登記簿謄本【発行日から3ヶ月以内のもの】

個人の場合：住民票※1【発行日から3ヶ月以内のもの】

身分証明書※2【発行日から3ヶ月以内のもの】

登記されていないことの証明書※3【発行日から3ヶ月以内のもの】

※1 個人番号（マイナンバー）の記載のないもの

※2 本籍地の市区町村が発行する、破産者名簿に記載がないこと、後見登記の通知を受けていないことなどを証明する書類

※3 各地方法務局（本局）が発行する、成年後見の登記をされていないことを証明する書類。「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」こと

の証明を取得すること。

4 資格審査

(1) 入札参加資格の確認

本件応募者からの入札参加申込受付後、経済局にて入札参加資格の有無を確認する。

確認の結果、入札参加資格が無い者又は入札参加の制限を受けている者は、入札に参加できない。

なお、結果に関する問い合わせ及び異議等については、一切応じない。

(2) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、資格審査の対象から除外するとともに、別途、入札参加停止等の措置を講じることがある。

- ア 横浜市場冷蔵株式会社の役職員のうち公募手続の内容を知りうる役職員から、直接、間接を問わず、接触又は公募手続きによらない方法で公募手続きに関する情報を得ようとしてすること。
- イ 他の本件応募者と資格審査申請書類の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 他の本件応募者に対して資格審査申請書類の内容を意図的に開示すること。
- エ 資格審査申請書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

5 資格審査結果通知

資格申請者の審査結果は、令和4年1月20日（木）に、本件応募者に対して、公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書により通知する。

6 有資格者への配付資料

入札書

E 入札及び開札

1 入札及び開札

(1) 日時

令和4年1月25日(火)

ア	80,000株	午後1時30分
イ	60,000株	午後2時00分
ウ	50,000株	午後2時30分
エ	30,000株	午後3時00分
オ	20,000株	午後3時30分
カ	10,000株	午後4時00分

(2) 場所

横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市庁舎18階 共用会議室みなと8

※入札は入札書の持参又は郵送により行うことができる。

※郵送の場合には、下記「持参書類」及び返信用の封筒を添え、書留郵便により令和4年1月24日(月)午後5時までに下記送付先あて送付すること(必着)。
書留郵便は二重封筒とし、中封筒に入札書(日付は開札日とすること)を入れ、密封のうえ封筒に会社名を朱書きし、外封筒には件名、開札日とともに「入札書在中」と朱書きすること。なお、郵送をした日に、その旨を電話にて連絡すること。

<送付先>

〒221-0054 横浜市神奈川区山内町1 市場センタービル4階

横浜市経済局中央卸売市場本場運営調整課 株式入札担当 行

TEL: 045-459-3305

2 持参書類

- (1) 公募型指名競争入札指名通知書
- (2) 公募型指名競争入札参加申出書
- (3) 入札書及び入札用封筒

※記入しておくこと

※郵送による入札の場合、上記書類及び返信用封筒を入札書に添えて提出すること。

※入札書は、公募型指名競争入札指名通知書とともに該当者あて送付する。

3 入札方法

(1) 入札方法

入札は、本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入する。郵送による入札の場合は、書留郵便により令和4年1月24日（月）午後5時までに経済局中央卸売市場本場運営調整課に届いた入札書のみを有効と認める。

入札書の投入後、入札を取り消すことや入札書の記載を変更することはできない。

また、当日再度の入札は行わない。

(2) 入札金額の表示

入札金額は、総額を記入すること。金額の記入には算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入すること。

4 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 「A 公募手続き」の「2 売却対象」の(1)から(6)について、支配従属関係のあるグループが、複数応募した入札
- (2) 入札参加資格のない者が行った入札
- (3) 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- (4) 最低売却価格に達しない入札
- (5) 同一の物件に2通以上の入札をした入札
- (6) 入札書に押印がなく、かつ、「本件責任者及び担当者」の記載がない若しくは不備や訂正がある場合又は記載された担当者等の在籍が確認できない場合
- (7) 入札書に金額の記載がないか、金額を訂正した入札
- (8) その他横浜市が入札書不完全と認めた入札

5 入札の辞退

資格確認又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

- (1) 入札の執行前にあたっては、辞退届（様式4）を下記担当課に持参あるいは郵送して行う。

横浜市経済局中央卸売市場本場運営調整課

〒221-0054 横浜市神奈川区山内町1 市場センタービル4階

TEL：045-459-3305

- (2) 入札の執行中にあたっては、辞退届（様式4）又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

6 落札者の決定方法

- (1) 入札書投入完了後、直ちに開札を行う。開札の結果、最低売却価格以上の最高額の入札をした者をもって落札者と決定する。
- (2) 落札となるべき最高額の入札をした者が2者以上あるときは、当該入札者又は入札に利害のない市職員にくじをひかせて落札者を決定する。
- (3) 入札結果は、その場で商号及び入札金額の内容を公表する。
- (4) 落札者・落札金額については、横浜市ホームページにおいても公表する。
- (5) 再度の入札は実施しない。

7 契約の締結

- (1) 契約の事前説明
落札者と日程調整を行ったうえで実施する。
- (2) 株式譲渡契約書
株式譲渡契約は、市が用意する内容の株式譲渡契約書により締結する。

8 諸費用等

契約の締結及び履行に関し必要な一切の費用は、落札者の負担とする。